

政策評価基本計画比較(主要省庁)

	環境省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省		経済産業省	国土交通省
昨年度からの変更事項		H2827.4.28一部改定 一部の項目に独立行政法人評価の項目が追加されるとともに、計画の中に、「独立行政法人等の評価の実施に関する事項」が新たに設けられ、その方法等が記載されている。	H27.3.31一部変更 ※付帯資料に基本目標一覧表が追加。基本計画の内容に変更なし。	【新基本計画】 実績評価の方法について変更あり。またその他事項として、地方農政局に対して評価体制の整備が追記されている。	【旧基本計画(平成26年度まで)】	H27.4.22一部変更 ※特記すべき変更なし	変更なし
1.位置づけ			基本的な考え方(説明責任、効率的行政運営、成果重視)	基本理念 →趣旨に変更なし	基本理念	位置づけ	基本的な考え方を記述 ・質の高い行政の実現、成果重視、説明責任の徹底
2.計画期間	H23.4.1～H28.3.31	H25年度～H29年度	H24年度～H28年度	H27年度～H31年度	H22年度～H26年度	H26年度～H28年度	H26年度～H30年度
3.政策評価の実施に関する方針	マネジメントサイクルによる企画立案への反映、国民への説明責任の徹底など	・評価の目的 ・評価の方式(実績評価、事業評価、総合評価) ・政策の特性を踏まえた評価 ※改定により、独立行政法人評価が追加	・基本的な考え方 ・政策体系 ・実施方式(実績評価、総合評価、事業評価)	・基本的な考え方、行政事業レビューとの連携など ・方式(実績評価、総合評価、事業評価) →趣旨、方式ともに特記すべき変更なし	・基本的な考え方、行政事業レビューとの連携など ・方式(実績評価、総合評価、事業評価)	・基本的な考え方(国民に対する説明責任など) ・実施方法	・基本的な考え方 ・評価の方式 →アセスメント、チェックアップ、レビュー →公共事業、研究開発、RIA、租特
4.政策評価の観点に関する事項	・必要性、有効性、効率性	・必要性、効率性、有効性、公平性、優先性、相当性	・必要性、効率性、有効性、公平性、優先性	・実績評価、総合評価、事業評価 →記述内容に変更なし	・実績評価、総合評価、事業評価	・必要性、効率性、有効性、その他	・必要性、効率性、有効性、相当性
5.政策効果把握に関する事項	・効果把握の考え方(定量・定性)、方法(データ収集方法など)、留意点など	・効果把握の考え方(定量・定性など)	・定量的手法、定性的手法、データで把握できない効果も考慮 ・把握時の留意点	・実績評価、総合評価、事業評価 →記述内容に変更なし	・データ収集の考え方 ・各評価方式に沿った効果把握の考え方	・可能なかぎり定量的に把握	・定量的手法、定性的手法 ・簡易的な手法も活用
6.法第9条の規程に基づく事前評価実施に関する事項	・評価の目的(見込まれる効果) ・研究開発評価 ・公共的建設事業評価 ・ODA、規制、租特評価	・新規・拡充事業評価 ・規制に関する評価 ・租特評価 ・その他事前評価	・研究開発 ・公共的な建設事業 ・政府開発援助 ・規制評価 ・租特評価	・公共事業評価(事前) ・研究開発評価(事前) ・規制事前評価 ・租特評価 →記述内容に変更なし	・公共事業評価(事前) ・研究開発評価(事前) ・規制事前評価 ・租特評価	・研究開発評価 ・公共事業評価 ・政府開発援助評価 ・規制事前評価 ・租特事前評価	・政策アセスメント ・公共事業新規事業採択時評価 ・研究開発課題事前評価 ・RIA評価 ・租特事前評価
7.事後評価実施に関する事項	・評価の目的(進捗管理等) ・評価の対象(施策単位、租特) ・評価の観点・方法(有効性・効率性、達成度) ・評価の時期(前年度までの進捗状況) ・評価の実施主体(主管課) ・評価の手順	・政策全般に関する評価 ・特定テーマに関する評価 ・租特評価(事後)	・政策体系に基づく評価(目標達成) ・研究開発、公共事業、事前評価した政策、租特など ・モニタリングの実施 ・社会保険庁の実績評価	・実績評価 ・総合評価 ・公共事業評価(期中、完了) ・研究開発評価(期中、完了) ・租特評価 →実績評価において、社会資本整備事業も対象としている旨、行政事業レビューとの連携を追加。	・実績評価 ・総合評価 ・公共事業評価(期中、完了) ・研究開発評価(期中、完了) ・租特評価	・政策体系による評価(実績評価、目標達成度) ・租特事後評価	・政策チェックアップ ・政策レビュー ・公共事業再評価、事後評価 ・研究開発課題中間評価、終了評価 ・租特事後評価 ・計画事後評価
8.学識経験を有する知見の活用等に関する事項	政策評価委員会の助言	・有識者会議	・有識者会議等	・第三者委員会等 →記述内容に変更なし	・第三者委員会等	・学識者を活用	・政策評価会など
9.政策評価の結果の政策への反映に関する事項	反映の手順	・反映方法等	・反映方法等	・反映方法、スケジュール、プロセス →記述内容に変更なし	・反映方法、スケジュール、プロセス	・適切に反映する	・反映方法等
10.政策評価に係る情報の公表に関する事項	結果の公表(評価書、要旨、反映状況)	・公表内容、方法	・公表内容、方法、国民の意見等受付	・公表方法、第三者からの意見受付 →記述内容に変更なし	・公表方法、第三者からの意見受付	・公表方法	・公表内容、方法、国民の意見等受付
11.その他政策評価の実施に関する重要事項	・実施体制 ・外部からの意見受付 ・地方公共団体等との連携・協力 ・評価制度等の継続的改善	・評価体制(別項目) 各部署の役割、内容 ・その他公共団体との連携や意見受付 ・基本計画見直し(別項目) ※改定により、独立行政法人評価の項目が追加	・評価体制(別項目) 各部署や検討会等の役割 ・その他公共団体との連携や継続的改善など	・実施体制(別途章立て) 各評価方式ごとの体制と実施内容 ・評価手法の改善など →実績評価において、評価主体(政策評価担当課から政策分野を主管する課へ)、評価達成度のランク等が変更	・実施体制(別途章立て) 各評価方式ごとの体制と実施内容 ・評価手法の改善など	・実施体制(別項目) 各部署の役割 ・外部からの意見受付	・評価体制(別項目) 各部署や検討会等の役割 ・その他運用や継続的改善など